



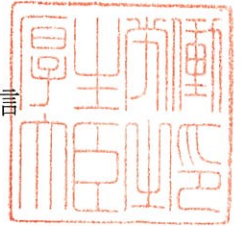
厚生労働省発基安0523第3号

平成30年5月23日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師及び公認心理師を追加すること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。